

みやかわ小児矯正歯科 医薬品業務手順書

第1 医薬品の採用・購入

- (1) 医薬品の購入にあたっては、医薬品の安全性・取り間違い防止の観点から、下記を踏まえて決定する。
 - ① 一成分一品目を原則とし、採用医薬品は最低限の数とする。
 - ② 同種同効品と比較検討を行う。
 - ③ 類似した名称や外観を持つ薬の採用は、極力回避する。
- (2) 発注の際は、商品名、剤形、規格単位、数量、包装単位、メーカー名を記入する。
- (3) 購入医薬品の品目・規格・数量が合致しているか、発注伝票に基づき検品する。
- (4) 「規制医薬品(麻薬、覚せい剤原料、向精神薬、毒物、劇薬)」及び、「特定生物由来製品(人の血液や組織に由来する原料を用いたもの)」は特に注意し、「医薬品管理簿」にて購入記録の保管を行う。

第2 医薬品の管理方法

- (1) 医薬品の在庫管理、取り間違い防止のため、下記を実施する。
 - ① 「医薬品管理簿」を基に在庫状況を明確にする。
 - ② 医薬品棚は、在庫点検や取り間違い防止に考慮して適切に配置する。
 - ③ 同一銘柄で複数規格がある医薬品や、名称・外観類似薬は、注意を表記する。
 - ④ 調製(希釈)した医薬品は、医薬品名・濃度等を、ラベルに大書し容器に貼る。
- (2) 薬品の転倒、落下の防止のため、ユニットテーブル・ワゴン上に置いた薬瓶は、転倒・落下しないよう固定のためのトレーに置く。
- (3) 品質管理のために、医薬品管理簿により定期的に有効期間・使用期限を確認する。また、医薬品・薬物・歯科材料ごとの保管場所を定め、保管場所ごとに温度管理、湿度管理をする。
- (4) 「規制医薬品」は金庫等に保管して常時施錠するなど、盗難・紛失防止措置をとり、法令を遵守した管理・保管を行う。
- (5) 「特定生物由来製品」は、使用記録を作成し、20年間保存する。
- (6) 処置薬の取り扱いは、次の点を遵守する。
 - ① 調製(希釈)日、開封後期限、調製期限、開封日を記載する。
 - ② 開封後の変質、汚染などに留意し、定期的に交換し、継ぎ足しをしない。
 - ③ 充填間違いを防止するため、色わけなどに留意する。
- (7) 医薬品管理の手順
 - ① 薬品は納入時に箱に購入日と有効期限を記入する。
 - ② 新しい箱入りの薬品(材料)をだした時、使用済みの箱はパッケージボックスに入れる。
 - ③ ボトル、缶等も使用済みのものはパッケージボックスに入れる。
 - ④ 業務終了時に医薬品管理簿にロット番号、購入日、有効期限を記入する。
 - ⑤ 対称医薬品かわからない時は、パッケージボックスに入れておく。
(医薬品安全管理責任者が確認し医薬品管理簿に記入する。)

第3 投薬指示

- (1) 投薬にあたって、薬剤服用歴（既往、副作用、アレルギー）を確認する。
- (2) 処方箋には、必要事項（医薬品名、剤形、規格単位、分量、用法、用量等）を正確に記載し、記載方法は統一する。

- (例) i) 内服 ファロム 200 mg 3T×3日 食後服用
ii) 頓服 ボルタレン 25 mg 6回分
iii) 外用 デキササルチン軟膏 5g×1

第4 患者への与薬や服薬指導

- (1) 下記の患者情報を把握した上で与薬する。
 - ①患者の既往歴、妊娠・授乳、副作用歴、アレルギー歴
 - ② 小児、高齢者の年齢、体重
 - ③ 他科受診、他剤併用
 - ④ 嗜好（たばこ、アルコールなど）
- (2) 患者情報は、与薬に係る全ての職員が把握できるようにする。
- (3) 与薬にあたっては、患者氏名、生年月日を確認し、投薬内容に誤りがないか点検し、薬剤の実物と薬剤情報提供文書を患者に示しながら下記を説明する。
 - ①薬効、用法・用量及び飲み忘れた場合の対処方法等
 - ②注意すべき副作用の初期症状及び発現時の対処法
 - ③その他服用にあたっての留意点（注意すべき他の医薬品や食物との相互作用、保管方法等）
 - ④緊急時の連絡先
- (4) 在宅患者への投与にあたっては、かかりつけ医とも密接に連携し、薬剤管理が困難な場合が多いことに考慮して、剤形・用法、調剤方法、服薬管理に工夫する。
- (5) 老人手帳を有する者には、処方内容を手帳に記載する。

第5 医薬品の安全使用に係る情報の取り扱い(収集、提供)

- (1) 外箱や添付文書は、薬品の使用を終了するまでは保管する。
- (2) 添付文書集等は定期的に更新する。
- (3) 医薬品の最新情報を常に得るように努め、それを全職員に周知する。
- (4) 新規採用医薬品に関する情報は、速やかに全職員に周知する。
- (5) 製薬企業の自主回収及び行政からの回収命令、販売中止、包装変更等があった場合は、速やかに全職員に周知する。

第6 他施設との連携

- (1) 他科を受診中の場合はなるべく医薬品の服用状況を情報提供書で確認する。
- (2) 在宅患者に投薬する場合は、必ずかかりつけ医に連絡・相談する。
- (3) 麻酔によるショック発生等、当院での対応が不可能と判断された場合は、遅滞なく連携病院等への応援を求める（緊急時は119番）。

第7 職員に対する教育・研修の実施

医薬品・薬物・歯科材料に関する事故防止対策、特に安全管理が必要な医薬品（要注意薬）などに関して、年二回程度職員対象の研修会を実施する。

みやかわ小児矯正歯科医院 医薬品安全管理責任者 若松美咲

